

豊岡市居宅生活支援事業の事業者指定等に関する要綱

平成25年3月29日豊岡市告示第101号

改正 平成26年3月28日豊岡市告示第104号 平成28年3月31日豊岡市告示第135号

平成28年11月11日豊岡市告示第312号 令和3年3月26日豊岡市告示第90号

令和6年4月1日豊岡市告示第152号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市居宅生活支援事業（以下「事業」という。）を実施する事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の指定)

第2条 この事業を実施するために指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、居宅生活支援事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 当該申請事業に係る運営規程
- (2) 当該申請事業に係る従業員の勤務体系及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所の平面図
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請者の事業実施能力及び施設の内容を十分審査し、その結果を居宅生活支援事業者指定（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、第1項に規定する申請の内容を変更したときは、居宅生活支援事業者指定変更届出書（様式第3号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

4 指定事業者が事業の運営を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、居宅生活支援事業者指定事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

5 事業者の指定期間は6年とし、更新の手続については第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

(移動支援事業者の指定要件)

第3条 移動支援事業の指定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別表に定める移動支援事業を実施するために必要な資格を持つ従業員を3人以上有すること。
- (2) 移動支援事業の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。

(日中一時支援事業者の指定要件)

第4条 日中一時支援事業の指定を受けることができる事業者は、次の各号に掲げ

るいずれかの事業を行うことができる事業者としての指定を受けている者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定通所支援における児童発達支援又は放課後等デイサービス
- (2) 児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援における児童発達支援又は放課後等デイサービス
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスにおける短期入所又は生活介護
- (4) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスにおける生活介護

（身体障害者デイサービス事業者の指定要件）

第5条 身体障害者デイサービス事業の指定を受けることができる事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第119条又は第131条の3の2の規定により、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を受けている者とする。

（訪問入浴サービス事業者の指定要件）

第6条 訪問入浴サービス事業の指定を受けることができる事業者は、省令第115条の規定により指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている者又は豊岡市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成17年豊岡市規則第97号）第5条の規定により基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録を受けている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業所ごとに訪問入浴サービスの提供に当たる従業者として、看護師若しくは准看護師又は介護職員を置くこと。
- (2) 訪問入浴サービスを行うにあたり、訪問入浴車の浴槽から居宅への障害者等の移動については、2人以上の従業者によりサービスを提供できること。
- (3) 訪問入浴車は、衛生上の配慮に優れた仕様であること。

（利用者との契約）

第7条 指定事業者は、あらかじめ障害者等又は障害児の保護者（以下「利用者」という。）に対し、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

（事業者の運営等の基準）

第8条 事業者は、事業の運営を行うために必要な設備、備品等を備えるものとする。この場合において、利用者の障害の特性に応じて適切な援助が図れる実施施設を確保するとともに、保健衛生及び安全性の確保を図るものとする。

2 運営については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省第37号)又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)を準用するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(指定事業者の責務)

第9条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たり、地域との結びつきを重視し、市、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 指定事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるよう努めるものとする。

(指定事業者の遵守事項)

第10条 指定事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定事業者ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

2 指定事業者は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を確保するものとする。

3 指定事業者は、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ指定事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

4 指定事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

5 指定事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 指定事業者は、事業の実施にあたり個人情報取扱いに十分留意し、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(指定事業所の指定の取消し)

第11条 市長は、指定事業者が事業を継続することが不相当であると認めるときは、当該指定事業者に係る指定を取り消すとともに、事業者指定取消通知書により、指定の取消しについて当該指定事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、豊岡市居宅生活支援事業実施要綱（平成18年豊岡市告示第172条の6）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月28日豊岡市告示第104号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日豊岡市告示第135号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月11日豊岡市告示第312号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日豊岡市告示第152号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 移動支援事業者の従業者の資格要件

区分	従業者の資格要件	身体障害者(児)	知的障害者(児)	精神障害者(児)	難病患者	
本則 (養成 研修等)	①介護福祉士	○	○	○	○	
	②実務者研修（旧：訪問介護職員養成研修1級、介護職員基礎研修）を修了した者	○	○	○	○	
	③介護職員初任者研修（旧：訪問介護職員養成研修2級）を修了した者（看護師・准看護師を含む。）	×	○	○	○	
	④居宅介護職員初任者研修（旧：居宅介護従業者養成研修1級・2級）を修了した者	×	○	○	○	
	⑤障害者居宅介護従業者基礎研修（旧：居宅介護従業者養成研修3級）を修了した者	×	○	○	○	
	⑥全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した者	○	×	×	○	
	⑦知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者	×	○	×	×	
	⑧日常生活支援従業者養成研修を修了した者	○	×	×	○	
	⑨重度訪問介護従業者養成研修を修了した者	○	○	○	○	
	⑩行動援護従業者養成研修を修了した者	×	○	○	×	
	⑪難病患者等ホームヘルパー養成研修を修了した者	×	×	×	○	
経過措置	相当研修	⑫平成18年3月31日において、現に知事（政令市長・中核市長を含む。以下同じ。）が④、⑤に相当すると認めた研修を修了した者	×	○	○	○
		⑬平成18年3月31日において、現に知事が⑥に相当すると認めた研修を修了した者	○	×	×	○
		⑭平成18年3月31日において、現に知事が⑦に相当すると認めた研修を修了した者	×	○	×	×
		⑮平成18年3月31日において、現に知事が⑧に相当すると認めた研修を修了した者	○	×	×	○
	経験者等	⑯平成18年3月31日において、現に全身性障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有することを知事が認めた者	○	×	×	○
		⑰平成18年3月31日において、現に知的障害者に対する外出介護の従事経験者で必要な知識等を有することを知事が認めた者	×	○	×	×